

令和 2 年度 第 2 回
杉並区いじめ問題対策委員会会議録
令和 3 年 3 月 3 0 日（火）

杉並区教育委員会

いじめ問題対策委員会会議録

日 時 令和3年3月30日（火）午後2時00分～午後3時30分

場 所 教育委員会室

出席委員会 長大竹 智 委 員 吉岡 睦子

委 員 菅原 誠 委 員 石川 悦子

委 員 牧野 晶 哲

事務局職員 事務局次長 田中 哲 教育政策担当部長 大島 晃

庶務課長 都筑 公嗣 済美教育センター長 佐藤 正明

済美教育センター
統括指導主事 宮脇 隆 教育相談課長 佐藤 永樹

庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

済美教育センター
指導主事 吉田 雄一

傍聴者数 0名

会議の議題

- ・令和元年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について
- ・学校における初期対応の研修資料について
- ・重大事態発生時等における対処等について
- ・個別事案について
- ・その他

目次

| | |
|---|----|
| 令和元年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 学校における初期対応の研修資料について・・・・・・・・ | 11 |
| 重大事態発生時等における対処等について・・・・・・・・ | 18 |
| 個別事案について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 22 |
| その他 | |

大竹会長 皆さん、こんにちは。年度末にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、令和2年度第2回杉並区いじめ問題対策委員会を開会します。それでは、本日の議事に入りますが、次第5「個別事案について」は、児童・生徒等の個人情報を含む内容となっておりますので、杉並区いじめ問題対策委員会運営要綱第3条第2項の規定により、会議を非公開としたいと思いますが、異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

大竹会長 それでは、異議がございませんので、次第5の審議については、会議を非公開といたします。

次第の順に進めさせていただきます。次第2「令和元年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について」です。それでは、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

統括指導主事 区立小中学校におけるいじめの認知件数及び解消件数についてです。資料1「令和元年度におけるいじめ及び不登校に関する調査について」をご覧ください。本資料は、今年度、第1回のいじめ問題対策委員会で報告させていただいた内容を分析したものでございます。

はじめに、「1 いじめについて」、ご説明させていただきます。主な特徴といたしまして、いじめの認知件数については、平成28年度に国の基本方針が改訂され、いじめの認知に係る感度を高めたことで認知件数が増えました。さらに、平成29年度に区の基本方針を改訂したことで、例え軽微に思われる事案であっても、本人の訴えを受け止めて適切な対応を行うよう徹底を図ったことから、認知件数が増加しました。平成30年度もその傾向が続きました。令和元年度は、小中学校ともにいじめの認知件数が減少し、また、認知件数に対し、解消件数は9割の解消率を維持しております。

今後の主な対応についてです。令和元年度、42校の認知件数が減少し、それらの学校の取組を確認したところ、学校全体で児童・生徒を見守ったり、児童・生徒が主体的に取り組む活動や、互いの人格を尊重し、思いやりの心を持って他の人と関わる体験活動

を行ったりして、未然防止に努めておりました。そのことから、引き続き、未然防止につながる未来サミットのような、児童・生徒が自主的に課題解決に取り組む活動や多様性を認める取組を推進いたします。教育委員会では、年度当初や長期休業前に研修を実施するなど、年3回以上の校内研修やOJTを通じて、いじめへの対応を確認し、いじめ発見シートを活用するなどして、いじめの早期発見や組織的な対応、関係機関との連携による対応等の徹底を図ってまいります。また、新型コロナウイルスへの適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行わせ、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見につながらないように指導の徹底を図ってまいりました。

次に、裏面を御覧ください。「2 不登校について」です。主な特徴といたしましては、小中学校ともに、不登校児童・生徒の割合は年々増加傾向にあり、学年の上昇とともに増加する傾向です。前年度から引き続き不登校状態にある児童・生徒も多く、不登校が長期化する傾向にあります。今後の主な対応といたしましては、学校では不登校傾向が表れた早期段階から、不登校から長期化している場合まで、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。特別支援教育コーディネーターを中心に、ケース会議を定期的実施し、養護教諭やスクールカウンセラー等の専門性を生かした対応を踏まえ、不登校児童・生徒一人ひとりの個別の状況に応じた支援を充実させてまいります。また、特別教室や保健室等における児童・生徒の居場所づくりなど、学級以外での学ぶ機会の確保に努めます。

教育委員会では、不登校児童・生徒の把握とともに、個別のケースに合わせてスクールソーシャルワーカーや教育相談等の専門性を生かしたきめ細やかな学校支援の充実を図ります。ふれあいフレンド事業、さざんかステップアップ教室等のさらなる改善を図り、学校以外での人との関わりを重視した支援を充実させてまいります。特にさざんかステップアップ教室においては、教室合同スポーツフェスティバルや社会科見学の実施等に加え、宿泊事業を引き続き実施するとともに、不登校児童・生徒がいつでも誰でも通室できるように、支援体制の改善を図ります。加えて、

不登校児童・生徒の社会的自立や、多様な学びの機会を確保するために、フリースクール等との情報交換会を継続的に実施してまいります。今後は、不登校児童・生徒の家庭や所属校がオンラインでつながり、オンラインホームルーム等を活用した取組を広く普及させることで、個々の状況に応じたきめ細かい支援を推進してまいります。説明は以上です。

大竹会長 ありがとうございます。それでは、皆様からご質問、ご意見を頂きたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

牧野委員 ちょっと質問させていただきたいこととしまして、年3回以上の校内研修やOJT等とありますが、この中で各学校のいじめ防止対策の基本方針の見直しなどを点検するとか、確認するような作業というのは入っているものなののでしょうか。そのほか、具体的にどういうことをやっているのかというのを少し教えていただければありがたいなと思います。

統括指導主事 やはり年3回実施しますので、年度が変わったところで、校内の体制も新しくなるということで、体制の見直しというのは毎回行っていただいております。それ以外の研修というところでは、これまでも区のほうでマニュアルを作っている中でも、研修で使える資料等を使って各学校がいじめの早期発見、組織的対応が行えるようにということで、そういう研修を行っております。

牧野委員 このような研修のときに、学校が独自でプログラムを作るものなのか、それとも済美教育センターなどに依頼をして、講師を務めていただくなんていうことも行っているのかというのは、具体的に教えていただけますでしょうか。

統括指導主事 実際に学校にもよりますけれども、基本的には各学校で行っていただいて、必要があれば、済美教育センターに相談いただいて、こちらから行って話をするというのも、これまでもありました。

菅原委員 不登校の方が地味に小学校とか増えていたりするのですけれども、それってコロナの関係もあったりして、親御さんが登校を止める、学校に行くなという、報道では一部そんな話もあったりして、そういう影響があったのかどうか。児童は行きたか

ったのかもしれませんが、そういうのがあったのかということが1点。

もう1点は、今後の主な対応というところで気になったのは、不登校児童・生徒の家庭と所属校がオンラインでつながり、オンラインホームルーム等という話があるのですけれども、これを実際に導入してやってみたところもあるのか、あるいは、ある意味画期的かもしれないですね。なぜかというところ、発達障害のお子さんとか、オンラインへの食いつきはとてもいいということが実際あったりするのです。なので、実際にもしやられていたりしたならば、どんな感じだったのかとか、あるいはちょっと難しい面もあるとすればこんなことだとか、もし感触があったら教えていただければと思います。よろしくお願いします。

教育相談担当課長 まず、コロナの影響による、保護者が行かせたくないという出席停止扱いですけれども、調査のほうでは、11月末現在で、それを理由に30日以上、児童・生徒が出席停止扱いとなった児童が25名おります。そして、中学校が9名いるという状況ですが、この児童・生徒も、ずっと来られなかったわけではなく、分散登校が始まって、6月、7月と1学期の間は休んでいる子は多かったですけれども、夏を境に登校できているという状況です。中には、数人ですけれども、コロナの影響によるものなのか、本当にちょっと不登校傾向があるということかは分かりませんが、学校に来ていないというお子さんも数名はいる状況です。ですから、コロナが原因で、不登校状態にあるというお子さんが、特に今、問題視されているという状況ではございません。

2点目のオンラインによる不登校対応ということで、各学校でいろいろな取組をしていただいております。ただ、委員からおっしゃっていただきましたけれども、たくさん課題もあります。もちろん、環境はあっても、オンをするかしないかというのはお子さんであり、なかなかオンできない状況にあるから学校に行けないという子も含まれています。

ただ、1つの例としては、教室に入れない子もいます。それが、今まででしたら別室登校ということで、保健室とか空き教室に行って実習プリントのようなものをやっていた傾向があったので

すが、このオンラインが始まって、自分のクラスの子どもたち、授業を行っている様子であったり、自分の担任の先生が授業をしてくれているところを、オンラインで、保健室であったり空き教室であったり、そこで見ている、見ることができるという状況には何とかなってきました。また、そういうことに取り組んでくださっています。また、各学校で家庭とうまくつながったとは、今、家庭と担任がオンラインでホームルームを行うことによって、明日学校に来ようねとか、今週待っているよとか、会話ができたのでしょね。かかわりにつながりができたのだと思うのですけれども、学校に来られるようになったとか、来始めたとか、今まで全く来なかった子が登校したという報告も受けています。ですので、こういった取組が来年度以降、広がっていくことを期待しております。以上です。

石川委員 私も少し今の質問と重なるところがございますけれども、不登校の関係でお願いいたします。今回不登校の数字を出してくださって、これは例えば、いじめとの関係で不登校が長引いているとか、そういうケースがあるのかとか、そういう統計を取っておられるのかというのちょっと教えてください。それから、今、オンラインのご説明があって、随分進んでいるのだなと思いましたがけれども、つまり教室からハイブリッドというか、常に教室の様子が配信できる環境が各学校で整い始めているということなのでしょうか。それとも、特殊な教室でやった授業だけはオンラインで配信できるとか、何かそういうような環境なのか。少し教えていただけますでしょうか。

教育相談担当課長 環境のほうは、多くの学校というか、ほとんどの学校で整ってきています。ですので、お子さんのニーズがあればやってみようという学校が増えている状況です。また、タブレットの配布が終わりました、もっともっと来年度以降の環境が整う。だから広がっていくのかなと思います。また、このコロナ禍を機に、どの学校の先生方も研修等を重ねて、オンラインでつながるといふのを、どの学校も研修したんですね。ですので、実施できる状況・環境と、その環境を使える教員がいるかということが大きな要素だと思います。

また、不登校の中で、いじめが原因でというところでは、もちろん済美教育センターにも、トラブルがあるので学校に子どもを行かせたくありませんとか、休ませますなんてことはありますけれども、それはその都度解決することになっています。もちろん、今も不登校になっていて、例えば、数年前、友達との嫌な関係があったから今も学校に行けていないのですというお子さんもいますけれども、一つひとつのことは、その場で解決するようにしています。何か1つのことが長引いているから不登校になっているという状況は今のところつかんでいません。ただ、長いスタンスで見ると、あの時こうだったからとか、何が不登校の原因だとちょっと特定できないところがあります。いろいろなものの要素が加味し合っているところなので、一概にいじめがあったから不登校になっているという人数は、あえて把握と言ったら変ですけども、調査もしていません。

石川委員 ありがとうございます。オンラインのほう、ありがとうございました。例えば、そうやってオンラインで、教室にはいないのだけれども、教室で授業にアクセスしたというお子さんは、それで出席というカウントになるのですか。

教育相談担当課長 出席の扱いはまだ難しいところがありまして、いろいろな条件があるのですね。それをクリアしなくてはいけないのですけれども、それも今後、いろいろな条件をつけながら出席扱いにできるような方向に進んでいくのではないかと考えています。また、そういうことを検討して行かなくてはならないという認識は持っています。

石川委員 そうなのですね、ありがとうございました。

統括指導主事 実際に、学校の中ではというのはまだ十分ではないですけれども、今、さざんかステップアップ教室のほうでは、そちらへ通っていけば、基本的に出席扱いとなりますので、そういったところでやっていただくことについては可能かと思っています。

教育相談担当課長 小学校の中では、学校内のステップアップ教室とあって、学校にそういう教室を作って、そこにオンラインで教室とつなぐということをやってみたケースもあります。不登校で

のICT活用の仕方は様々あって、その子に応じた活用の仕方をやっぱり検討しなくてはいけないと考えています。不登校だからこうということではないだろうと思っています。

ある校長先生が、私に教えてくれたことは、教室での授業風景をその子に見せたら教室のほうに行くようになるかなと思ってやってみたら、やっぱり心のエネルギーがたまっていないときにそれをやると、逆効果の可能性もあったということでした。ですから、そういったことも踏まえて、この子にとっては何が今、ICTを使って有効に活用できるのかということとは、一人ひとり個別に対応していく必要があるだろうと考えております。

出席案件については、自宅でやるとなると、先生方もご存じのように様々な要件があって、クリアしなければならないところがあるだろうと考えておりますけれども、ただ、インターネットを使って、ICTを使ってといったところは、国も要件は定めていますが、可能な範囲ではあるので、そういったところは今後も追求していきたいなと思っているところです。以上です。

石川委員 ありがとうございます。

吉岡委員 吉岡です。よろしく申し上げます。先ほどから、コロナの影響ということテーマにして、お話が出ているのですけれども、私もそれとの関連で、この統計自体は令和元年度までのものですので、直接の影響となるとその後の、今年度の話になってくるだろうと思います。

昨年、私、区の男女平等推進センターの法律相談を担当しておりますので、その担当をしていて感じたことなのですけれども、在宅勤務が増えて、親が家にいることがかなり多いという状態になって、特にご夫婦の間で、そのために悪化したというよりも、もともと関係が悪いのが、問題が顕在化してきたというケースで、離婚のご相談というのが非常に昨年多かったと言われているのですけど、実感としてあります。直接のコロナの影響というよりも、生活様式が変わってきたことで、いじめとか不登校の問題に何か気づきとか、関連されてそういうものにつながったケースと認知されたことがあるかどうか。東京都としてはこれからだと思うのですが、実際にそういう関係を感じられるようなケースがあ

ったかどうかというのをお聞きしたいと思いました。

統括指導主事 特に、今、委員がおっしゃったようなところについて、SATに相談頂いたというのはないですけれども、今年度、やはりコロナ禍において、東京都等もふれあい月間が今年度については1回だけだったのですけれども、本区としては、やはりそういういったところを丁寧にやっていこうということで、今年度は区独自で6月にも実際にやって、学校再開してからもやっております。また、11月は当然、都のほうもやっておりますので、最後の2月も引き続いてやっております。さらに、各学校の取組ということでは、ふれあい月間の中にもあるので、そういったチェックといたしますか、各学校の状況というのを担当指導主事もおりますので確認をさせて、実際にいじめにつながるようなことが起きないようにということで、特に研修ですとか、いじめに関する授業の実施ということで都のほうもそういう確認をしているところがあります。そういったところでうまく計画的に進んでいるかどうかということとは、その都度確認を行ってまいりました。

吉岡委員 特にずばりというケースはないけれども、それも意識して対応いただいているということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

大竹会長 ありがとうございます。それでは、この次第の2「いじめ及び不登校に関する調査報告について」はよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次第の3「学校における初期対応の研修資料について」、事務局より説明をお願いしたいと思います。

統括指導主事 資料2「学校における初期対応の研修資料について」、ご説明をいたします。本資料については、今年度の第1回の委員会において、委員の皆様からご意見を頂きまして、修正・完成をしたものでございます。

3枚めくっていただきまして、その裏に、「学級担任がすべきことと主任の役割」というところについて、ご指摘を頂きましたので、赤字になっているところが修正をしたところでございます。また、コロナの関係についてもということもありましたので、コロナのことについても触れるような内容ということで入れて、ま

とめております。

説明は以上でございます。

大竹会長 皆様から何かご質問、ご意見等があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。今、説明があったように、これまでのことの中で修正のあったところをご説明していただいたというところですね。

実際に、もうこれを使って研修を行ってきているわけですか。

統括指導主事 まだ実際には使ってはおりません。ご意見頂いたものを修正した上で、今後使っていこうと思っております、やはり定期的な見直し、特に若手の先生方が見直しできるような形ということで、前のほうにチェック項目になっているものを使ったり、あとは、特に年度初めのところで、しっかりといじめの対応ということについて取り組んでいく際に活用できるようにということでまとめているものです。

牧野委員 質問というかご意見というか、ご説明いただければと思うのですけれども。2枚めくっていただいたところに、3として、「管理職、主任、担任のいじめ対応」ということで管理職のところがあるのですが、このページの下にステップが載っていて、一番下ところに、「ささっと！SATに相談」とあるのですが、SATに相談するタイミングであったり、要件であったりということがどこにも示されていないので、各先生方、特にこの管理職の方々がSATに連絡をする要件・案件であったりとか、程度の問題であったりとか、タイミングみたいなものというのは、何か記さなくていいものなのかどうなのか。あとは、現状として、どのようなタイミングでやっているのかということも教えていただけるとありがたいなと思います。

統括指導主事 実際に、こういう場合ということについては、具体的なお話はしておりませんが、やはり各学校で対応に苦慮したり、この後のことを考えるとSATのほうともつながって対応することがあるという場合は、各学校の校長先生方からSATのほうに情報を頂くという流れに今はなっているところでございます。

牧野委員 明確な基準みたいなものとか手順みたいなものという

のは、コンセンサスみたいなものを取れているわけではなく、各先生方、管理職の方のご判断というところになってはいるのですか。それについて、今後、見直しであったり、もう少しSATとの連携というものを作っていくものなのかどうなのかというところも教えていただけるとありがたいと思います。

統括指導主事 やはり、何でもかんでもということではなく、どういったことを相談したいということをも明確に持つというのは非常に大事かなと思います。今、具体的にこれということを決まっていますけれども、そういった1つの相談をする上で物差しといいますか、そういう相談する上でのスケールというのは少し考えていきたいなと思います。

石川委員 私もいじめの案件、特に重大事態に近いような案件が起きると、もちろん担任や学年主任の先生もそうですけど、管理職の先生もいろいろなご判断、難しいことがありますよね。例えば緊急保護者会を開いて、どこまで説明するのかとか、終わった後に、そういう個人情報とはもかくとしても、学校にそのことをどういうふうに教訓として根づかせていくのかとか、いろいろなことがあるなと思います。やはり私も、このSATという、杉並区独自で、SATのメンバーはどういう人で、SATに頼むとどういうことをしてくれるみたいなのがもう少し分かるといいなと思うのです。

また、今、いろいろなことが起きると判断が難しいとお話し申し上げて、最近やはりスクールロイヤーの方なんかにもいろいろ判断を聞いて、学校として初動を間違えないようにとか、情報開示の点で間違えないようにと、いろいろとご判断が迷われるケースがある。また、要するに被害に遭った方が代理人を立ててこられることもありますので、その辺のところも、もう少しSATの役目とか、SATのメンバーとか、そういうのがもう少し分かっていると、学校のほうで心強いかなとは思いますが、その辺いかがでしょうか。

大竹会長 一方で、これで見るとSATにやれば全部解決してくれるようなことになってしまおうと思うのです。SATができることとか、得意とするところを少し分かるといいのかなと思います。

どね。SATが困っちゃいますよね。全てをSATに投げられてしまったら。

石川委員 例えば、マンパワーの面でいろいろ助けてもらえるのかとか、あるいは管理職が方針を話し合うときとか、あるいは心と体の健康調査とかをやるときにアドバイスを頂けるのかとか、何かもうちょっと明示的になると、利用するときもいい感じがいたします。SAT自体も少しお役目が移ってきているのですよね。そこは分かっているのですけれども、せっかく資料ができたので、その辺はどうでしょうか。

済美教育センター所長 今ご指摘のとおり、SATの役割をきちんと明確化して、学校が本来だったら解決をすべきものは、学校の中できちんと解決する。そのために、学校の組織もそうですし、どういった資料が必要だとか、そういったことの支援をきちんとした上で、でも解決できないもの、本当に学校が困ったときにどうしようもなくなってからSATに相談されても、困るものも結構あるのですね。逆に学校が何もしてくれないということで、保護者の方から直接SATにご相談していただくこともあったりします。そんなこともありまして、基本的にSATは学校の解決力を支援する、経営を支援するという立場でございまして、そういった意味でSATに何を、どんな内容を報告するのか、どのタイミングで相談したらいいのかということは、やはり学校にもきちんと理解してもらう必要はあるかなと考えております。

大竹会長 今、所長の話の中で、保護者から直接SATに相談というのもあるのですよね。

済美教育センター所長 本来は違うのですけれども、最近は保護者からというのも随分多くなっています。以前は学校からの相談がほとんどだったところなのですけれども、先ほど申し上げたように、SATの役割はきちんと示さなければいけないなど思っている次第です。

石川委員 なかなか難しいと思うのですよね。それは承知の上ですけど、例えば、これからこういうものを使って、資料を使って研修やOJTをなさるときに、模擬事例でもいいのですけれども、こういうことがあって、このぐらいのタイミングでSATにも相

談して、学校がこういうふうに対応して、こういうふうに対応して、再発防止までやったら落ち着いたというような事例みたいなものがあると、とても分かりやすいと思うのですよね。ですから、SATも立ち上がって随分、何年も経ちますので、何かそういったものが示せたらとてもいいと思います。ちょっと今の段階では難しいですか。

統括指導主事 実際に、これまでも平成29年8月にいじめの推進方針、基本方針ということで、区で作ったものの中にマニュアル等もあるのですが、その中で管理職に対して、どういったところでSATのほうに報告とかいう流れは示しておきまして、そういったものを再度確認しながら、さらに必要であればそういったところを補強しながら、どういったことをSATが対応していくかというのを伝えていけるようにしたいと思います。

菅原委員 私、慌ててSATというものを知らずに読んだのですが、平成19年からやられていることで、随分歴史の長い事業なのだなと思ったのですが、これは、他県とかだとCRT（クライシスレスポンスチーム）みたいな形でやっている事業に近いのかなという印象を受けて、ちょっと見ていたのです。そうだとするならば、ちょうど今、東京都教育委員会は、いじめの程度に応じた対応とあるじゃないですか。要するに、どのレベルになったら教育委員会からSATが来てくれるのか、あるいは呼ぶのというのを具体的に明示してあげたほうがいいのかなと思いました。要するに、加害の子ども重大性の程度という軸と、被害の子どもが感じる心身の苦痛の程度があって、右下に行けば行くほど重いわけですよね。どのレベルになったらこれは教育委員会マター、要するにSATは教育委員会が派遣する教育委員会マターで、どのくらいまでは学校の中で処理すべきマターなのかというのを分かりやすく示してあげたほうが、どんな時にSATがくるのかがわかる。学校によってはちょっと大げさじゃないのと思ったりするところもあると思いますし、怖いのは、校長先生によって尺度が違ったりすると、まさにささっとSATを呼ぶところと、いやいやまだ頑張るといところで出てしまうので、もうちょっと分かりやすい明確な線引きをしてあげたほうが、もっと効果的に

組織的な対応に使われるのかなと思いました。以上です。

吉岡委員 さっき保護者のほうからの相談があるケースがあると伺って、気にはなつたのですが、ケースによっては学校と保護者の利害関係というか、かなり深刻に対立するケースもあると思うので、そうなると双方から相談を受けて、どういう立場で処理するかというのが、かなり明確にしておかないと、そこは相互から責められる可能性もあるし、信頼関係という問題もあると思いますので、どういう位置づけにされているのかというのが気になったのですけれども。

統括指導主事 まず、それぞれの保護者からの相談ということで頂いたときには、受けた上でその状況というのは学校のほうからも聞き取りということで行いながら、そこについて最終的には学校のほうで解決できるのであればいいのですけれども、そうでない場合は、お話を傾聴する中で実際に状況を確認して、やはり学校の至らないところについては改善を図ってもらうということで、その際には指導主事が実際に学校に行って、その改善を図るための対応をとっています。どちらの側につくとかということではなく、本当に中立な立場でお話を伺いながら対応していくものと考えております。

吉岡委員 ありがとうございます。ケースによっては、そういう形で完全に第三者的な、中立な立場というのを、どこまで貫けるかという問題はあると思いますし、双方から情報をもらうことで守秘義務の問題も出てくると思うので、位置づけをやっぱり再検討しておいていただいたほうがいいのかという印象です。

大竹会長 今、委員の皆様から課題としてお話しありました。今後、検討していただくということによろしいですかね。

石川委員 もし可能かどうか分からないのですけれども、例えばSATのメンバーの方に、一度こういう会にご参加いただいて、少し情報交換をさせていただくとか、こういう会議でヒアリングとって、そうやってゲストをお呼びすることもないわけではないかなと思ったりもするのですけど。ただ、伺っているいろいろなメンバーが変わったり、なかなかメンバーの選任にもご苦労されている様子も分かりますので、また時期を見てでいいのですけれど

ども、ちょっとそんなことも考えたりはします。以上です。

指導主事 私、生活指導の担当を今年度しております、SATのメンバーの一員となっております。このほかに、学校の元管理職ですとか、毎日、いろいろ保護者、学校からの電話なんかを受けて、直接学校へ伺うこともありますし、主に校長先生、副校長先生なのですけれども、電話連絡等をして対応してまいりました。以上です。

大竹会長 いずれSATの専門の方々のお話なんかを伺えればいかなということですね。ただ、教育委員会の方が入ってくるといことは、外から見ると、教育委員会の組織の中の一部の機能になっているという捉え方もされてくるかなと。完全な第三者という立場ではないところですよね。そういったところが、吉岡委員が心配されるところもあるのかなというところで、そこを課題として事務局でも検討していただく。我々の勉強の場として、SATの方々少しやり取りができれば、どんな課題があるというところを理解できれば、我々も理解できる、そんな機会を持っていただければと思っています。

教育政策担当部長 SATももちろんそうなのですが、学校が今やっぱり求められている力というのは、いろいろな関係機関とつながる力と考えております。私は、この杉並でSATの担当を経験して、その後、統括指導主事をやって、他の自治体に行って校長をやりましたけれども、やはり、関係機関とつながるといことの強みがありました。ですので、SATが何か学校に代わって問題解決をしていくということではなくて、関係機関の1つとして支援していく立場でやっていく必要があるだろうなと思っています。

例えば、その中で言うと、スクールカウンセラーであり、SSWであり、子ども家庭支援センターであり、児童相談所でありと、様々なケースを分析して、いろいろな関係機関が関わる中で問題解決に当たっていくというところの知見は、SATが中心となってこれまでやってきた経緯があるかなと考えております。その中には要保護児童対策地域協議会といったところで子ども家庭支援センターにお願いしてやって、個人情報のところもクリアして話合

いをするというところもございました。

その中で、立場のところをいくと、私なんかはSATのときは、やっぱりいろいろな大人も関わって、学校も関わって、いろいろな立場の人が関わってくるのだけれども、一番忘れてはいけないのは、やっぱり子どもというところの視点であると。子どもが学校で、とにかく仲よくやってくれる、楽しく過ごせるようにするといったところを、教育委員会の1つの組織であるSATが関わって、何とか整理していく。そういう思いだけはしっかり持ってやっていくということで話をしてきたところがございます。

大竹会長 今のお話で、SATのイメージが少し我々も持つことができたと思います。初期対応の研修資料については、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の議題に入っていきたいと思いますが、次第の4「重大事態発生時等における対処等について」ということで、事務局から説明をお願いしたいと思います。

統括指導主事 お手元の別紙で第1回の提案資料も配布させていただきましたので、そちらと今日配布している資料3を見比べていただきながら聞いていただければと思います。重大事態の疑い及び重大事態のフローについてご説明させていただきます。本資料は第1回の対策委員会において、委員の皆様から専門的知見を頂きながら、対応に当たっていくためにフローを完成させていただきました。特に前回、教育委員会、重大事態の判断ということ、重大事態・重大事態ではないということについて、教育委員会の中で決めていくという、対応の検討ということ、第三者委員会、このいじめ問題対策委員会でご意見を頂いて、それを受けて、学校と、またSATとのやり取りということ、事実の調査等について前回と変更があります。大きなところでは、変更して表したところがございます。

私からは以上でございます。

大竹会長 今の事務局からの修正したところが、この第1回提案資料と、今回の資料3、この点について変更があったということ、ご説明ありましたけれども、この対応フロー案について、ご意見、ご質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

石川委員 確認でございますが、新しい資料は重大事態ではなくても事実関係の調査をするというフローになっているということですね。もし重大事態であれば報告をするということですが、重大事態ではない場合も事実関係の調査やいろいろな対応をして、それが児童・生徒や保護者に還元されるようにということで、特に報告というのはいらないということですか。これちょっと、この矢印がわかりにくいですね。

統括指導主事 報告はしていく中で、学校からする場合とSATのほうからする場合。保護者との関係ということもあるので、もともとは学校のほうから保護者のほうへ返すようなイメージだったのですけれども、そのところで、SATからも相談ということで受けた場合は返していくということを表すのに、こういう形をとったことになります。

石川委員 SATが調査をして、学校へ報告みたいなこともあるということですか。そうではなくてそれは一緒にやる。SATと学校が常に一緒にやる、動く。ここが、ちょっと四角がまたがっているのが。調査は誰がするのかと思って。学校とSATが一緒にやってやるのでしょうか。

統括指導主事 実際に調査を行うのは、学校が行うということで、それを依頼するという形で調査を行い、そのことについては、保護者のほうに返すということで。その関係がうまくいっているのであれば、それを学校から返すということもあるでしょうし、SATとつながっている場合というのもありますので、そういった場合についてはこちらから返すということも考えられるということで、またがっているものになっています。

菅原委員 今言われた調査というのは、このフロー欄の左側、事実関係の調査というところのことを言っているのか、第三者委員会のところにある調査結果と書いてあるところのことを言っているのかで違って、要するに学校とSATが一緒になって調査しても、ある意味ワンサイドですね。普通に一体で調査するという意味で。だから、調査のところは最初のフロー図と違って、学校とSATの中間にわざとシフトして描かれている。要するに一体になって調査するという意味だと思うのですが。それと第三者

による調査は当然違う結果になることも想定される。そうするとこの第三者委員会のところにある調査結果の調査というのは、誰がやるのですかというところが、それが分かりにくくしているのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

統括指導主事 確認なのですけれども、当初、その調査というのができるのかなと思って、第三者委員会のところにも、調査について書かれているものが入っているのですけれども。

石川委員 S A Tというのは別に第三者委員会ではないですよ、杉並区にとって。第三者委員会というのは、例えば我々や、もしかしてもう少し弁護士さんとかにお願いするかもしれない、そういうものですよね。ですので、細かいことを申し上げるのですが、再発防止策を考えるのは、教育長や教育委員会ではなくて、学校なのかなと思うのですね。この辺がちょっと、重大事態でなくても調査をする、重大事態であったら絶対調査をするというのであれなのですけど、ちょっとこの辺が少し分かりにくいと思います。つまり、第三者委員会のところにいきなり調査結果と書いてあるので何となく、例えば調査の実施とか、第三者委員会に調査を委嘱とか、何かその辺があって、報告があって、最終的に学校が再発防止まで考えると。ちょっとその辺が少し、もうちょっと整理したほうがいいのかないかと思ったりしますけど。

庶務課長 この辺がご指摘のとおり少し粗いところだと理解します。いじめ問題対策委員会、この条例の3条で、所掌事務として対策委員会は28条1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査、その他の重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に関して必要な事項を調査・審議するというので、石川委員ご指摘のように、いきなり調査結果が来るわけではなくて、おっしゃるとおりで、この対策委員会がまず調査を行うというところがしっかりと記載されて、その報告が左へ動いていくというところ。そして、その再発防止についての提言なりご意見が左に動いて行って、防止策を教育委員会ですっきりと作るというところのきめ細かさの表記がないとのご指摘だと理解します。もう一度条例の3条に照らして、整理していきたいと、そのように考えます。

大竹会長 ですから、第三者委員会として、この対策委員会は調査もやるのですね。

庶務課長 そういうことですね。

大竹会長 さらに、再発防止策もこの第三者委員会でも提示するか。第三者委員会に上がってくる事例というのは、どういう事例かと言えば、重大事態として把握されたものが上がって、第三者委員会のところで調査をやるということ。この第三者委員会が行う調査はどのようなものが上がってくるか、調査をすることになっていくのか。

教育政策担当部長 重大事態の恐れがあるものとか、深刻ないじめとされているものというものを第三者委員会のほうに上げてくるといふ形になります。

大竹会長 その判断は、教育委員会が判断して、この第三者委員会に上げてくる。

教育政策担当部長 そうですね。教育委員会のほうで、学校のほうからまずは第一義的には上がってきますけれども、それで教育委員会のほうで検討し、上げてくるといふ形になります。

庶務課長 次の議題にもありますが、こういったところで個別事案などを先生方に見ていただく中で、これは重大事態の要件であるということがあれば、すぐに我々もさらに調査を深めて委員会のほうにご相談申し上げて、これを重大事態だと判断するかどうかということになるかと思えます。

吉岡委員 この表だと第三者委員会がどういう事案でどういう形で入れるのかというのが、申し訳ないのですが、ちょっと分かりにくくて、重大事態ではない場合と重大事態の場合と、両方助言というのもあるので、調査ではなくて、重大事態についての助言だけの場合もあり得るように、この図だけだと見えてしまいます。第三者委員会がどんな調査をして、助言にとどめるのはどういう場合かというのが、表を見るだけでは分かりにくいかなと思えました。

庶務課長 改めて、条例第3条の1項になりますけれども、対策委員会では、先ほど言った重大事態の審議の1つ手前の項になりますけど、いじめの防止・いじめの早期発見及びいじめの対処に係

る対策に関して必要な事項の調査・審議ということがありますので、その部分で、重大事態に当たらないと仮にしても、いろいろとご助言を頂きたいというのが、この条例上の設置の意義というところもございます。今、ご指摘があったように、このフロー図、これはどこに基づいて書かれている助言という表現なのか、また助言とはどういうことを意味するのか、そういうところをもう少し精緻化をしていきたいと思えます。

大竹会長 今、庶務課長のほうからあったように、精緻化を図るということで、またこれを基に次回とか、精緻化を図った内容のものが案として提示されるということによろしいですか。

庶務課長 はい。

大竹会長 それでは、会議の冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは会議を非公開とさせていただきたいと思えます。その前に事務局から連絡事項等があればお願いしたいと思えます。

庶務課長 次回の日程についてですけれども、委員の皆様と調整の上、現段階では、年度が変わっての6月ないしは7月に開催したいと考えておりますので、またご連絡させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

大竹会長 ありがとうございます。今回は傍聴人の方はいらっしゃらないので、このまま進めさせていただきたいと思えますが、それでは次第の5「個別事案について」、事務局から説明をお願いしたいと思えます。

【非公開】

統括指導主事 ありがとうございます。

大竹会長 事務局はほか、大丈夫でしょうか。委員の方々もよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これをもちまして終了したいと思えます。本日も円滑な進行にご協力いただき感謝申し上げます。

それでは、これをもちまして、令和2年度第2回杉並区いじめ問題対策委員会を終了いたします。皆様お疲れさまでした。ありがとうございます。